

「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(2015年3月17日対日直接投資推進会議決定)の進捗状況(2019年度末時点)

項目	2019年度の取組	2020年度以降実施予定の取組	担当省庁
一つ目の約束			
<p>小売業の多言語化</p> <p><店内表示></p> <p>○ ニーズ調査を踏まえ2015年度に指針作成。</p> <p><電子端末の活用></p> <p>○ 2015年度早期に検討会立ち上げ、2015年度内に標準仕様の策定を目指す。</p>	<p><店内表示></p> <p>(対応済み)</p> <p><電子端末の活用></p> <p>○ 2017年度に公開した多言語で商品情報を確認できるスマートフォンアプリ「Mulpi」について、参照できる商品情報や参加企業の拡充とともに、アプリ連携企業、アプリ利用者の拡充を行った。</p> <p>○ 「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売プロジェクトチーム(PT)」を通じて、小売における多言語対応の推進活動を行った。</p>	<p><店内表示></p> <p><電子端末の活用></p> <p>○ 引き続き、商品情報や参加企業、アプリ連携企業、アプリ利用者の拡充を行う。</p> <p>○ 引き続き、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売プロジェクトチーム」での小売における多言語対応の推進活動を行う。</p>	<p>経済産業省</p>

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>医療の多言語化</p> <p>< 医療通訳 ></p> <p>○ 医療通訳等が配置された拠点病院を 2020 年度までに 30 か所整備することを旨す</p> <p>< 国家戦略特区 ></p> <p>○ 外国医師に関する特例を拡充</p>	<p>< 医療通訳 ></p> <p>○ 都道府県が選定する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を中心に、引き続き医療通訳等の配置支援、電話医療通訳の利用促進等を通じて、外国人患者受入環境の整備を進めた。</p> <p>< 国家戦略特区 ></p> <p>○ 東京都において、「二国間協定に基づく外国医師の業務解禁」の特例措置を活用し、4 医療機関で計 4 名の外国医師による外国人患者の診察を実施。また、1 医療機関で 1 名が診察の実施に向け準備を行った。</p> <p>○ 兵庫県及び千葉市をはじめ各地域のニーズに応じ、引き続き「粒子線治療の研修に係る在留期間の緩和」の特例措置を活用した取組の実施を図った。</p>	<p>< 医療通訳 ></p> <p>○ 引き続き、都道府県が選定する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を中心に、医療通訳等の配置支援、電話医療通訳の利用促進等を通じて、外国人患者受入環境の整備を進める。</p> <p>< 国家戦略特区 ></p> <p>○ 東京都をはじめ各地域のニーズに応じ、引き続き「二国間協定に基づく外国医師の業務解禁」の特例措置を活用した取組の実施を図る。</p> <p>○ 兵庫県及び千葉市をはじめ各地域のニーズに応じ、引き続き「粒子線治療の研修に係る在留期間の緩和」の特例措置を活用した取組の実施を図る。</p>	<p>内閣府（地方創生推進事務局）</p> <p>厚生労働省</p>
<p>飲食店の多言語化</p> <p>< 多言語対応促進のためのセミナー ></p>	<p>< 多言語対応促進のためのセミナー ></p>	<p>< 多言語対応促進のためのセミナー ></p>	<p>農林水産省</p> <p>国土交通省</p>

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>∅ メリット周知、先進事例紹介等のセミナー開催。</p> <p>< 地方の食の情報発信 ></p> <p>∅ 地方の食を多言語で情報発信。</p>	<p>∅ 2015～2017 年度に作成した「インバウンドガイドブック」の普及を行う。</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/inbound28.html (平成 28 年版)</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/inbound29.html (平成 29 年版)</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/inbound30.html (平成 30 年版)</p> <p>∅ 2018 年度の調査結果をもとに、飲食店の多言語化を引き続き推進する。</p> <p>< 地方の食の情報発信 ></p> <p>∅ 引き続き、農泊地域のうち地域の食を中心にインバウンド誘致に取り組んでいる地域を認定し、「SAVOR JAPAN」ブランドで海外へ情報発信する。</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html</p>	<p>∅ 2015～2017 年度に作成した「インバウンドガイドブック」の普及を行う。</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/inbound28.html (平成 28 年版)</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/inbound29.html (平成 29 年版)</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/inbound30.html (平成 30 年版)</p> <p>∅ 2018 年度の調査結果をもとに、飲食店の多言語化を引き続き推進する。</p> <p>< 地方の食の情報発信 ></p> <p>∅ 2020 年度も引き続き、農泊地域のうち地域の食を中心にインバウンド誘致に取り組んでいる地域を認定し、「SAVOR JAPAN」ブランドで海外へ情報発信する。</p> <p>∅ http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html</p>	
<p>道路・公共交通機関の多言語化</p>			<p>国土交通省</p>

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>< ガイドラインの実行促進 ></p> <p>○ 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」について、実施状況を確認し、実行されていない部分を 2017 年度までに実行するための対策を 2015 年度内を目途にとりまとめ。</p>	<p>< ガイドラインの実行促進 ></p> <p>○ ガイドラインを活用した多言語化を引き続き推進していく。</p> <p>○ 「観光振興事業¹」及び「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業²」において公共交通機関や外国人観光案内所等における多言語対応力の強化に関する取組を支援する。</p> <p>(1 : 2019 年度予算額 3,050 百万円の内数)</p> <p>(2 : 2019 年度予算額 5,474 百万円の内数)</p>	<p>< ガイドラインの実行促進 ></p> <p>○ ガイドラインを活用した多言語化を引き続き推進していく。</p> <p>○ 「観光振興事業¹」及び「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業²」において公共交通機関や外国人観光案内所等における多言語対応力の強化に関する取組を支援する。</p> <p>(1 : 2020 年度予算額 2,535 百万円の内数)</p> <p>(2 : 2020 年度予算額 5,412 百万円の内数)</p>	
<p>多言語音声翻訳</p> <p>< 多言語音声翻訳システム ></p> <p>○ 今後 5 年間、研究開発・社会実証。2020 年までに実用レベルの多言語音声翻訳システムを 10 言語に拡大。</p>	<p>< 多言語音声翻訳システム ></p> <p>○ 民間事業者により多言語音声翻訳プラットフォームが 2019 年 4 月に構築、開放されたことにより、民間企業の製品・サービスの創出の支援環境が整った。また、同プラットフォームの公的機関等における利用も促進するため、セキュリティ・プライバシー保護に関する要件を整理した。更なる研究開発の推進により、2019 年度末までに実用レベルの多言語音声翻訳システムを 12 言語（日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、フラン</p>	<p>< 多言語音声翻訳システム ></p> <p>○</p>	総務省

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	ス語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ポルトガル語(ブラジル)、フィリピン語)に拡大した。		
二つ目の約束			
<p>無料公衆無線 LAN</p> <p>< 整備促進 ></p> <p>○ 無料公衆無線 LAN の整備方針を作成し、エリアオーナーや通信事業者に整備を働きかけ。商業店舗においても整備を働きかけ。</p> <p>< 周知・広報 ></p> <p>○ 利用可能場所についてのシンボルマークの表示、ウェブページ構築</p>	<p>総務省・観光庁と事業者、自治体等で構成する「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」の体制を活用し、以下の取組を推進する。</p> <p>< 整備促進 ></p> <p>○ 2019 年度予算において、観光庁の「観光振興事業」及び「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」にて、無料公衆無線 LAN 整備を支援。</p> <p>< 周知・広報 ></p> <p>○ 共通シンボルマーク (Japan.Free Wi-Fi) の更なる普及促進を図るため、引き続き各種説明会等を通じて自治体や民間事業者への当該マークの登録申請の働きかけを実施。</p>	<p>総務省・観光庁と事業者、自治体等で構成する「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」の体制を活用し、以下の取組を推進する。</p> <p>< 整備促進 ></p> <p>○ 2020 年度予算において、観光庁の「観光振興事業」及び「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」にて、無料公衆無線 LAN 整備を支援。</p> <p>< 周知・広報 ></p> <p>○ 2020 年度においても共通シンボルマーク (Japan.Free Wi-Fi) の更なる普及促進を図るため、引き続き各種説明会等を通じて自治体や民間事業者への当該マークの登録申請の働きかけを行っていく。</p>	<p>総務省 国土交通省</p>

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p data-bbox="159 395 434 427">< 利用手続き簡素化 ></p> <p data-bbox="159 443 524 571">○ その場での利用手続きや訪日前の利用手続きを可能にする。</p> <p data-bbox="159 735 524 863">○ エリアオーナーが異なる場合でも一度の手続きで利用できるようにする。</p> <p data-bbox="159 1027 524 1155">○ 簡素化した利用手続きについてウェブページ等で発信。</p>	<p data-bbox="555 395 831 427">< 利用手続き簡素化 ></p> <p data-bbox="555 443 1144 523">○ 利用手続きの簡素化の取組について周知を実施。</p>	<p data-bbox="1196 395 1471 427">< 利用手続き簡素化 ></p> <p data-bbox="1196 443 1823 475">○ 利用手続きの簡素化の取組について周知を行う。</p>	
三つ目の約束			

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>地方空港におけるビジネスジェット受入れ</p> <p>< 審査ブース増設・増員 ></p> <p>∅ 地方空港について、2015 年度に審査ブース増設、増員。</p> <p>< C I Q の連絡期限半減 ></p> <p>∅ C I Q が常駐していない空港について、事前連絡期限を 1 週間前に半減することについて検討し、2015 年度内を目途に結論。</p>	<p>< 審査ブース増設・増員 ></p> <p>∅ 6 空港において審査ブース増設に伴い必要となる審査端末機器の整備等を行った。また、2019 年度においては、入国審査官 266 名を増員した。(2019 年度予算額 1,630 百万円)</p> <p>∅ 成田空港等17空港においてバイオカードを運用し、その運用状況や未導入空海港の状況を踏まえ、2019年12月に羽田空港、2020年1月に博多港及び比田勝港に新規配備を行い、全国20空・海港で運用している。(2019年度予算額3,947百万円の内数)</p> <p>< C I Q の連絡期限半減 ></p> <p>(対応済み)</p>	<p>< 審査ブース増設・増員 ></p> <p>∅ 鹿児島空港において審査ブース増設に伴い必要となる審査端末機器の整備等の経費が2020年度予算に計上されており、速やかな整備を目指す。また、2020年度においては、入国審査官216名を増員する。(2020年度予算額 6 百万円)</p> <p>∅ 成田空港等20空・海港においてバイオカードを運用し、その運用状況や未導入空海港の状況を踏まえ、2020年度中に、青森空港、仙台空港、新潟空港、茨城空港、富山空港及び岡山空港を加えた全国26空・海港に拡大する予定。(2020年度予算額7,399百万円の内数)</p> <p>< C I Q の連絡期限半減 ></p>	<p>法務省</p> <p>財務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>農林水産省</p> <p>国土交通省</p>

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>出入国審査の迅速化・円滑化 < 審査ブース増設・増員 > 〇 2015 年度に入国審査官 202 名増員、審査ブース増設。計画的に体制整備し、2016 年度に審査待ち時間を最長 20 分以下にすることを目指す。</p> <p>< 顔認証 > 〇 日本人の出入国審査への顔認証技術導入を速やかに検討。</p>	<p>< 審査ブース増設・増員 > (前掲)</p> <p>< 顔認証 > 〇 日本人の出帰国手続において運用している顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用すべくシステム改修を行い、2019年7月の羽田空港を皮切りに、同年8月に成田空港、同年9月に関西空港、同年10月に福岡空港、同年11月に中部空港及び新千歳空港で運用を開始した。また、那覇空港においては、施設の整備状況を踏まえ2020年度中に顔認証ゲートの運用を開始するために必要な準備を進めた。 (2019年度予算額3,947百万円の内数</p>	<p>< 審査ブース増設・増員 > (前掲)</p> <p>< 顔認証 > 〇 2020年7月中に那覇空港において顔認証ゲートの運用を開始予定。また、2020年度中に成田空港及び関西空港に増設予定。(2020年度予算額 7,399百万円の内数)</p>	<p>法務省</p>

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
四つ目の約束			
<p>外国人留学生の就職 < 企業・大学間の情報提供強化 ></p> <p>○ 2015 年度内に、企業と大学が直接コンタクトするルートを通じ情報提供する取組を強化すべく、大学・経済団体に働きかけ。</p> <p>○ 留学生支援ネットワークの活動推進。</p>	<p>< 企業・大学間の情報提供強化 ></p> <p>○ 引き続き、大学における外国人留学生就職支援担当部署一覧の文科省HP掲載について、各地域における留学生関係の会議等において周知を行う。</p> <p>○ (独)日本学生支援機構(JASSO)において、優秀な留学生の受入れに取り組んでいる大学の情報を掲載し、各地域における留学生関係の会議等において周知を行う。</p> <p>(対応済み)</p> <p>○ 2019 年度開催のセミナー等で留学生支援ネットワークについて周知を実施した。 (参考)同ネットワークの活動実績推移 ・加入大学： 106 校(2019 年 3 月時点) 116 校(2020 年 3 月時点)</p>	<p>< 企業・大学間の情報提供強化 ></p> <p>○ 引き続き、大学における外国人留学生就職支援担当部署一覧の文科省HP掲載について、各地域における留学生関係の会議等において周知を行う。</p> <p>○ (独)日本学生支援機構(JASSO)において、優秀な留学生の受入れに取り組んでいる大学の情報を掲載し、各地域における留学生関係の会議等において周知を行う。</p> <p>○ 引き続き留学生支援ネットワークの大学・企業等への周知を図る。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省 経済産業省</p>

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p data-bbox="159 635 432 667">< セミナー等の開催 ></p> <p data-bbox="159 683 521 810">○ 今夏までに新たにセミナーやマッチングイベントを開催。</p> <p data-bbox="159 1214 521 1294">< 外国人雇用サービスセンター等の活用 ></p> <p data-bbox="159 1310 521 1342">○ 外国人雇用サービスセン</p>	<p data-bbox="618 252 1037 523"> <ul style="list-style-type: none"> ・登録留学生： 約 3,700 人（2019 年 3 月時点） 約 3,800 人（2020 年 3 月時点） ・登録企業： 約 950 社（2019 年 3 月時点） 約 1,000 社（2020 年 3 月時点） </p> <p data-bbox="555 635 828 667">< セミナー等の開催 ></p> <p data-bbox="555 683 1167 1102"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出入国在留管理庁と連携し、大学が主催する研修会において、留学生の就職に係る在留資格変更手続き等について情報提供している。 ○ 「留学生就職促進プログラム」に取り組む中で、実施大学から得られた留学生の就職支援の中間評価結果や成果等を文部科学省ホームページで公表するとともに、大阪でシンポジウムを開催し、取組の成果や課題等について周知を図った。 </p> <p data-bbox="555 1214 1081 1246">< 外国人雇用サービスセンター等の活用 ></p> <p data-bbox="555 1310 1167 1342">○ 留学生等と企業とのマッチング機会を設け</p>	<p data-bbox="1198 635 1471 667">< セミナー等の開催 ></p> <p data-bbox="1198 683 1865 858"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の求めに応じて、出入国在留管理庁と連携し、大学が主催する研修会において、留学生の就職に係る在留資格変更手続き等について情報提供する予定。 </p> <p data-bbox="1198 1214 1724 1246">< 外国人雇用サービスセンター等の活用 ></p> <p data-bbox="1198 1310 1865 1342">○ 引き続き、留学生等と企業とのマッチング機会を</p>	

項目	2019年度の取組	2020年度以降実施予定の取組	担当省庁
ターや新卒応援ハローワークの留学生コーナーへの求人・求職情報の集約、マッチング強化	るため、外国人雇用サービスセンター等の増設など、相談体制の強化を図った。また、日本企業に就職する留学生等の職場定着を促進するため、コミュニケーション能力の習得等を支援する研修を実施した。	設けるため、外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーにおいて、留学生等に対するきめ細やかな支援等を実施する。	
インターナショナルスクール < 設置認可基準の緩和促進 > 〇 都道府県に対して設置認可基準等の緩和を促す。	< 設置認可基準の緩和促進 > 〇 引き続き、インターナショナルスクールの各種学校設置認可等を促進するため、必要に応じ、各都道府県における検討状況の把握を行う。	< 設置認可基準の緩和促進 > 〇 引き続き、インターナショナルスクールの各種学校設置認可等を促進するため、必要に応じ、各都道府県における検討状況の把握を行う。	文部科学省
小学校の英語授業 < ALTの活用促進 > 〇 JETプログラムの充実等を通じ、地方自治体にALT（外国人指導助手）の活用を促し、2019年度までに小学校の100%にALTを配置することを目指す。	< ALTの活用促進 > 〇 本目標は、2020年度の小学校新学習指導要領の全面実施に向け、全ての小学校において、ALTが活用されることを目指すものである。2019年度の全国の公立小学校(19,336校)におけるALT等の活用人数は13,044人(前年度比+132人)である。(2019年度英語教育実施状況調査)	< ALTの活用促進 > 〇 文部科学省としては、すべての小学校でALTが活用されている状況を目指し、各学校におけるALTの活用状況についての現状を把握したうえで、教育委員会等に対して効果的なALTの活用方法等について周知することなどを通して、引き続きJET-ALT等の活用のさらなる促進を図る。	総務省 外務省 文部科学省
五つ目の約束			

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>企業担当制</p> <p>< 企業担当制 ></p> <p>○ 重要な投資をした外国企業に副大臣を相談相手としてつける企業担当制の創設。</p>	<p>< 企業担当制 ></p> <p>○ 2019 年度は、2 回の副大臣による面談を実施した。(2016 年 4 月以降のべ 22 回)</p>	<p>< 企業担当制 ></p> <p>○ 引き続き相談対応等を行う。</p>	<p>内閣府（対日直接投資推進室）</p> <p>外務省</p> <p>経済産業省 / ジェトロ</p>
<p>自治体との連携</p> <p>< 国と自治体との情報連携 ></p> <p>○ 「地域経済グローバル循環創造事業」の中で、対日直接投資促進に関する情報が全ての自治体に届く仕組みを整備。総務省の「一斉調査システム」等を活用し、自治体の要望を把握。</p>	<p>< 国と自治体との情報連携 ></p> <p>○ 引き続き「地域経済グローバル循環創造事業」を継続した。</p>	<p>< 国と自治体との情報連携 ></p> <p>○ 必要に応じて自治体への情報提供や自治体の要望の把握を行う体制を継続する。</p>	<p>総務省</p>
<p>投資誘致機関の体制整備 / 広報</p>	<p>< ジェトロの目標 ></p> <p>（対応済み）</p> <p>○ 2019 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘致成功件数：95 件（目標 70 件） ・投資プロジェクト支援件数：中期目標期 	<p>< ジェトロの目標 ></p> <p>○ 2020 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘致成功件数：82 件 ・投資プロジェクト支援件数：中期目標期間中に 3,000 件 	<p>内閣府（対日直接投資推進室）</p> <p>総務省</p> <p>経済産業省 /</p>

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>間中に 3,000 件</p> <p>2019 年度は、国内におけるイノベーションの推進や地域経済の活性化に資する投資の誘致など、以下(1)～(4)のいずれかに該当する案件に重点化することで、「未来投資戦略 2018」に掲げる「潜在成長力の大幅な引き上げ」や「生産性の底上げ」、「外国企業の投資による地域への新たな経営資源の流入等の促進」に貢献した。(抜本的な質の強化を図る。</p> <p>(1)高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を用いた事業並びに生産性向上へ貢献する事業</p> <p>(2)国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業</p> <p>(3)地域経済活性化に資する事業（東京都以外における事業）</p> <p>(4)その他政府の政策ニーズに基づいた事業</p>	<p>2020 年度の対象事業は、引き続き以下のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)高い付加価値を創出する可能性があり、著しい新規性を有する新技術等を用いた事業</p> <p>(2)国内のイノベーション環境の向上に貢献する事業</p> <p>(3)地域経済活性化に資する事業（東京都以外における事業）</p> <p>(4)その他政府の政策ニーズに基づいた事業</p>	<p>ジェトロ</p>

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>< ジェトロの体制整備 > 〇 ジェトロに誘致専門チームを整備</p> <p>< 自治体との連携 > 〇 「地域経済グローバル循環創造事業」等によりジェトロと自治体との情報共有、連携強化。</p>	<p>< ジェトロの体制整備 > (対応済み) 〇 2019 年度は、ジェトロにおける誘致専門のスタッフを約 100 名配置(うち海外については外国企業誘致に関して知識・ノウハウ・ネットワークを有する誘致専門員を 23 名配置)。 〇 地域における外国企業の受け入れ体制を強化するべく、国内主要地域(北海道、東北、関東、中部、関西・北陸、九州)で広域的に支援を展開する「外国企業誘致コーディネーター」を全国に 9 名配置。</p> <p>< 自治体との連携 > (対応済み) 〇 「地域への対日直接投資サポートプログラム」(以下、サポートプログラム)を通じて、外国企業の誘致に積極的な地方自治体(28 自治体)に対して、各地域の特色を活かした外国企業誘致戦略の策定や誘致活動</p>	<p>< ジェトロの体制整備 > 〇 海外各地域の特性や事業環境に応じて、北米、西欧、アジア(中国、シンガポール等)の主要事務所外国企業の誘致活動を担う専門人材を引き続き配置していく。 〇 国内主要地域に「外国企業誘致コーディネーター」を引き続き配置し、外国企業の誘致に積極的な自治体との連携を一層強化した誘致活動に取り組む。</p> <p>< 自治体との連携 > 〇 引き続き「地域への対日直接投資サポートプログラム」を通じて、地域への更なる外国企業の誘致に取り組む。「地域への対日直接投資カンファレンス(RBC(Regional Business Conference))」を、複数都市を連続した日程で視察するツアー型で</p>	

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>< 広報 > ○ 対日直接投資促進の取組について広報。</p>	<p>支援等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域への外国企業の招へいや、自治体首長によるトップセールス、地元企業とのマッチングを通じて地域の魅力的なビジネス環境を世界に向けて発信する「地域への対日直接投資カンファレンス(RBC(Regional Business Conference))」を 5 件実施した。 ○ 「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を活用等(再掲) ○ 「地域への対日直接投資サポートプログラム」を通じて、外国企業誘致戦略の策定や地域 PR コンテンツの作成、海外での対日投資セミナー開催による情報発信、「地域への対日直接投資カンファレンス(RBC(Regional Business Conference))」等の外国企業の招へい・イベント開催などを支援し、地域への更なる外国企業の誘致に取り組む。 <p>< 広報 > (対応済み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ジェトロ本部主導で、対日投資シンポジウム・セミナーを海外で 8 件開催した(フラ 	<p>初開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて自治体への情報提供や自治体の要望の把握を行う体制を継続する。 <p>< 広報 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンラインを含むセミナーを開催し、規制改革によるビジネス環境の改善や日本の投資環境の 	

項目	2019 年度の取組	2020 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>ンクフルト、北京、台北、ヘルシンキ、デュッセルドルフ、上海、グルガオン、ムンバイ。</p> <p>○ 上記を含め、海外の主要都市において 48 件のシンポジウム・セミナーを開催した。</p>	<p>魅力を発信する。</p> <p>○ 東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて、日本のビジネス環境等の魅力を効果的に発信するために、東京で JBC (Japan Business Conference) を開催する。</p>	
<p>子会社設立の円滑化</p> <p>< 規制の見直し ></p> <p>○ 代表者となる外国人が日本に居住していなくても会社を設立できるよう規制を見直し。</p>	<p>< 規制の見直し ></p> <p>(対応済み)</p>	<p>< 規制の見直し ></p>	<p>法務省</p>